

意見書

平成16年8月19日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 殿

(郵便番号) 〒529-0141  
(ふりがな) しがけんひがしあざいぐんとらひめちょうごむら  
(住 所) 滋賀県東浅井郡虎姫町五村151番地  
(ふりがな) ひがしあざいぐんしょうぼうほんぶ  
(名 称) 東浅井郡消防本部  
(ふりがな) たなか かつみ  
(代表者名) 田中 勝美  
(電話番号) [REDACTED]  
(メールアドレス) [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、  
別紙のとおり意見を提出します。

## 意見

### 第6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

消防無線の電波利用料減免処置は、特に消防無線等は国民の生命、身体、財産の保護に係る高い公共性があることを重視して、地方公共団体等に財政的な負担を課すことにより、住民にとって不可欠な行政サービスの水準が結果として低下することを避ける観点から設けられたものである。この立法趣旨は現在でも何ら変わるものはないどころか、昨今の地方財政の逼迫状況を鑑みれば、減免処置を廃することにより、消防サービスの水準低下がより一層懸念される。

消防機関は、災害防ぎょ活動時に消防無線を必要最低限使用していることから、利用料の徴収が電波有効利用のインセンティブに必ずしも繋がると思えず、電波を利用することにより便益を受けるのは国民であり、事業者が電波を利用することにより便益を受けるのは事業者自らである。

電波を公物ととらえ経済的価値を勘案した使用料を徴収する考えについて、災害防除活動を行う消防機関には、電波を使用することによる経済的価値は生じないといえる。

さらに、消防機関は、電波有効利用のために、多額の費用を要する無線のデジタル化に取り組んでいる中、新たな財政負担を強いることにより、デジタル化移行への遅れが懸念される。

このようなことから、地方公共団体等の取扱いについては、現行どおり特例処置を継続していただくよう、意見を提出します。

意見書

平成16年8月19日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 御中

郵便番号 730—8511

住所 ひろしましなかくもとまち10ばん52ごう  
広島市中区基町10番52号

氏名 ひろしまけんかんきょうせいかつぶきかんにそうしつづうしんかんにしつちよう  
広島県環境生活部危機管理総室通信管理室長

電話番号 [REDACTED]

電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」に関し、別紙のとおり  
意見を提出します。

第6章 納付義務者の範囲，第2節 国，地方公共団体の扱いについて

防災行政無線等は，都道府県が県民の生命，身体，財産の保護に係る役割・責務を担うための通信手段として，重要であり，必要不可欠な設備であると考えられる。

住民への行政サービスのために必要不可欠な防災行政無線等は，電波利用の公平性の面からも電波の逼迫地域等関係なく，減免措置が必要である。

# 意見書

平成16年8月18日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 御中

郵便番号 030-8570

住所 あおもりけんあおもりしながしまいちょうめ  
青森県青森市長島一丁目1-1

名称 あおもりけん  
青森県

代表者 あおもりけんちじ みむら しんご  
青森県知事 三村 申吾

電話番号

電子メールアドレス

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

## 別 紙

従来減免を受けていた地方公共団体の業務は、新たな電波利用料制度の適用除外とすべきである。

### 【理由】

最終報告書(案)でもご指摘のとおり、「地方公共団体が開設する無線局の中でも、特に消防無線等は国民の生命、身体、財産の保護に係る高い公共性がある」(P. 83) ため、これらの無線局については、地域住民に対するサービス水準の維持・向上を最優先に考える必要があります。



今回ご提案されている「電波の使用料概念の導入」は、主に「経済的価値を反映した電波利用料を課すことによって、非有効利用の自発的退出を促し、…電波の有効利用を図る」(P. 34) ことを目的としておりますが、防災、消防無線等は非常時の通信手段として、今のところ他に代替が難しいものであり、こうした「市場原理」の考え方にはなじまないものと考えます。(なお、「電波の有効利用のインセンティブ確保」については、防災、消防等各分野において現在進められている「システム共同化」等の取り組みに委ねるのが適当ではないかと考えます。)

また、料額の算定にあたっては、「料額の高騰を防止し、ワイヤレス産業の衰退懸念を払拭する観点からは、電波利用料の用途及び料額に一定の歯止めを設けること」(P. 85) が適当であり、「徴収総額の上限を法定」(P. 85) すべきであるとし、一定の配慮がなされておりますが、他方で、電波利用料の用途は「ワイヤレス産業への先行投資」(P. 62) 等政府の戦略的施策にも拡大されており、個々の利用者の電波利用料額はそうした産業の動向に左右され、不安定となることが懸念されます。

## 意見書

平成16年8月18日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 へ

(郵便番号) 〒 910-0254  
(ふりがな) ふくいけんさかいぐんまるおかちょういっぽんでん  
(住所) 福井県坂井郡丸岡町一本田5-36  
(ふりがな) まるおかちょうしょうぼうほんぶ  
(名称) 丸岡町消防本部  
(ふりがな) はやしだつねまさ  
(代表者名) 林 田 恒 正  
(電話番号)   
(メールアドレス) 

「電波有効利用政策研究会 電波利用部会 最終報告書（案）」に関し、  
別紙のとおり意見を提出します。

## 意見

### 第6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

消防無線の電波利用料減免措置は、特に消防無線等は国民の生命、身体、財産の保護に係る高い公共性があることを重視して、地方公共団体等に財政的な負担を課することにより、住民にとって不可欠な行政サービスの水準が結果として低下することを避ける観点から設けられたものである。

この立法趣旨は現在でも何ら変わるものはないどころか、昨今の地方財政の逼迫状況を鑑みれば、減免措置を廃止することにより、消防サービスの水準低下がより一層懸念される。

消防機関は、災害防除活動時に消防無線を必要最低限使用していることから、利用料の徴収が電波有効利用のインセンティブに必ずしも繋がるとは思えず、消防機関が電波を利用することにより便益を受けるのは国民であり、事業者が電波を利用することにより便益を受けるのは事業者自らである。

電波を公物ととらえ経済的価値を勘案した使用料を徴収する考えについて、災害防除活動を行う消防機関には、電波を使用することによる経済的価値は生じないといえる。

さらに、消防機関は、電波有効利用のために、多額の経費を要する無線のデジタル化に取り組んでいる中、新たな経済負担を強いることにより、デジタル化移行への遅れが懸念される。

このようなことから、地方公共団体等の取扱については、現行どおり特例措置を継続していただきたく、意見を提出します。



意見書

平成16年8月18日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 御中

郵便番号 923-1121  
(ふりがな) いしかわけんのみぐんてらいまちあざてらい  
住 所 石川県能美郡寺井町字寺井た35番地  
(ふりがな) のみぐんこういきじむくみあい くみあいちょう さかいていじろう  
氏 名 能美郡広域事務組合 組合長 酒井悌次郎  
電話番号 [REDACTED]  
電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、下記のとおり意見を提出します。

記

電波利用料を含む電波法に基づく全ての費用負担を、免許人が都道府県、市町村、消防本部を含む地方公共団体、地方公営企業の場合には、国と同様に免除すべきである。

# 意見書

平成 16 年 8 月 18 日

総務省総合通信局  
電波部電波政策課 御中

郵便番号 791-2195  
住 所 愛媛県伊予郡砥部町宮内333番地  
氏 名 砥部町長 中村 剛志  
電話番号 [REDACTED]  
電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」に関し、  
別紙のとおり意見を提出します。

砥部町は、愛媛県松山市に隣接する人口2万人の町です。現在、隣接する広田村と合併協定書の調印を済ませ、平成17年1月1日の合併へ向けて事務手続きを進めています。



砥部町が免許をいただき利用しているものは、消防救急無線・防災行政無線があります。これらの無線設備については、合併による無線の統合、デジタル化等への対応など多額の投資を求められています。

このような状況の中、町では国の三位一体改革に伴い非常に厳しい財政運営を求められています。消防救急無線は、災害などへ対応するための必要不可欠な無線通信であること、非常に厳しい財政状況であることから以前同様減免措置を要望いたします。

## 意見書

総務省総合通信基盤局

電波部電波政策課 あて

(郵便番号) 〒810-8521  
(ふりがな) おかしちゅうおうくまいづる  
(住所) 福岡市中央区舞鶴3-9-7  
(ふりがな) ふくおかししょうぼうきょく  
(名称) 福岡市消防局  
(ふりがな) おだ てつや  
(代表者名) 小田 哲也  
(電話番号)   
(メールアドレス) 

「電波有効利用政策研究会 電波利用部会 最終報告書(案)」に関し、別添のとおり意見を提出します。

## 意見

### 第6章、第2節、国、地方公共団体の扱いについて

消防機関が保有する消防・救急無線は、市民（国民）の生命、身体、財産を保護する上で業務に不可欠なものであり、かつ、割り当て周波数も必要最低限で活用していることから、電波利用料の徴収が必ずしも電波の有効利用につながらない。

また、消防機関が現場活動において電波を利用することにより、便益を受けるのは市民（国民）であり、事業者が電波を利用することで利益を受けていることとは、根本的に利用目的が異なり、消防機関の電波利用は高い公共性がある。

さらに、消防機関では、厳しい財政事情にもかかわらず、電波有効利用のため、多額の経費を要する消防・救急無線のデジタル化に取り組んでおり、新たな財政負担を必要とする利用料徴収が取り入れられたならば、デジタル化への移行の遅れが懸念される。

以上のことから、消防機関の電波利用料の取扱いについては、現行どおり特例措置を継続していただきたく、意見を提出します。

意見書

平成16年8月18日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 御中

郵便番号 842-0006

住所 さがけん かんざきぐん かんざきまち おおざえだ がり  
佐賀県神埼郡神埼町大字枝ヶ里184-1

氏名 かんざき ちく しゅうぼう じ むくみあいしゅうぼうほんぶ  
神埼地区消防事務組合消防本部

しゅうぼうちやう ひろき かつひこ  
消防長 廣木 克彦

電話番号

電子メールアドレス

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」に関し、  
別紙のとおり意見を提出します。

## 意 見

### 第6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

消防無線の電波利用料減免措置は、特に消防無線等は国民の生命、身体、財産の保護に係る高い公共性があることを重視して、地方公共団体等に財政的な負担を課すことにより、住民にとって不可欠な行政サービスの水準が結果として低下することを避ける観点から設けられたものである。この立法趣旨は現在でも何ら変わるものはないどころか、昨今の地方財政の逼迫状況を鑑みれば、減免措置を廃することにより、消防サービスの水準低下がより一層懸念される。

消防機関は、災害防御活動時に消防無線を必要最低限使用していることから、利用料の徴収が電波有効利用のインセンティブに必ずしも繋がるとは思えず、消防機関が電波を利用することにより便宜を受けるのは国民であり、事業者が電波を利用することにより便宜を受けるのは事業者自らである。

電波を公物ととらえ経済的価値を勘案した使用料を徴収する考えについて、災害防御活動を行う消防機関には、電波を使用することによる経済的価値は生じないといえる。

さらに、消防機関は、電波有効利用のために、多額の経費を要する無線のデジタル化に取り組んでいる中、新たな財政負担を強いることによる、デジタル化移行への遅れが懸念される。

このようなことから、地方公共団体等の取扱いについては、現行どおり特例措置を継続していただきたく、意見を提出します。

# 意見書

平成16年8月18日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 様

郵便番号 742-2192  
住 所 山口県大島郡大島町大字小松126-2  
団 体 名 大島町  
代表者氏名 大島町長 河野 洋治  
電 話 [REDACTED]  
電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し別紙のとおり意見を提出します。



## 別 紙

- 1 本町において運用中の防災行政用及び水防用の各無線局は、特に災害時において、有線が途絶した場合、欠くことのできない唯一の重要な情報伝達手段であり、これらの無線局によって伝達される情報は、町民の生命及び財産の維持確保、災害発生の未然防止に大きく寄与しているところです。
- 2 消防救急活動において、人命の救助、財産の維持確保のためには、緊急かつ確実な情報伝達手段の確保が必要であり、消防救急無線は欠くことのできない重要な情報伝達手段です。
- 3 上記1及び2の無線局は、公共かつ重要な無線局であり、これらの無線局に対する新たな電波利用料の負担増は、消防防災体制の確立、維持に影響し後退させるものと考えますので、現行のとおり減免措置を切に要望します。

意 見 書

平成16年8月18日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 御中

(郵便番号) 018-2402  
(ふりがな) あきたけんやまもとぐんはちりゅうまちかわしりあざひがしおおつつみした  
(住 所) 秋田県山本郡八竜町川尻字東大堤下23-1  
(ふりがな) やまもとぐんなんぶちくしょうぼうほんぶ  
(名 称) 山本郡南部地区消防本部  
(ふりがな) たなかのりお  
(代表者名) 田 中 宣 夫  
(電話番号) [REDACTED]  
(メールアドレス) [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙

意 見

第6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

消防無線等は国民の生命、身体、財産の保護に係る高い公共性がある。また、便益を受けるのは国民である。

このようなことから、地方公共団体等の取扱いについては、現行どおり特例措置を継続していただきたく、意見を提出します。

## 意見書

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課

(郵便番号) 781-2120

(ふりがな) こうちけん あがわぐん いのちょう

(住所) 高知県吾川郡伊野町 3229-2

(ふりがな) によどしょうぼうくみあいしょうぼうほんぶ

(名称) 仁淀消防組合消防本部

(代表者名) 消防長 門田 勲

(電話番号) [REDACTED]

(メールアドレス) [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」について、別紙のとおり意見を提出します。

## 「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会最終報告」に関する意見書

## 1 報告書第6章、第2節 国、地方公共団体の取扱いについて

現行、電波法103条の2第6項により消防無線の電波利用料が減免措置を受けているが、本来消防無線等は国民の生命、身体、財産の保護を主眼とし「火災」「救急」「救助」「水防」にと高い公共性を有することから、地方公共団体等に財政的な負担を課することにより、住民にとって不可欠な行政サービスの水準が結果的に低下することを避ける観点から設けられたものである。

この立法趣旨は現在でも変遷するものでなく、それどころか、昨今の地方財政の逼迫状況は目に余るものがあります。本来、全国民は何処に居住しても一律の行政サービスを受用できるのが憲法に定められており、今回の報告書に基づき減免措置を廃した場合、消防サービスの水準低下がより一層懸念され、また地方に行けば行くほど低下すると思慮されます。

消防機関は、各種災害からの防除活動時に必要最小限使用していることから、利用料の徴収が電波有効利用のインセンティブに必ずしもつながるとは考えられず、単に負担の公平性の確保のみにより有料とすることは必ずしも好ましいとは考えられない。

ことに、消防機関が電波を利用することにより便益を享受するのは国民であり、事業者が電波を利用することにより便益を受けるのは事業者であることから、電波を公物としてとらえ経済的価値を勘案した使用料を徴収する考えについて、災害防除活動が目的で電波を使用する消防機関の消防活動には、何等の経済的価値は生じないと考えられる。

さらに、消防機関は、電波有効利用を目的に国が推し進める消防無線のデジタル化へ取り組んでおり、多額の費用及び経費が必要とされいることから、さらに新たな負担が生じることによるデジタル化への移行の遅れが懸念される。

以上のことから、地方公共団体等の取扱いについては、現行どおり特例措置を維持していただきたく、意見を提出します。

意見書

平成16年8月18日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 御中

郵便番号 929-1126

(ふりがな) いしかわけんかほくしうちひすみ

住所 石川県かほく市内日角3丁目1番地

(ふりがな) かほくししょうぼうほんぶしょうぼうかちょう はたたつみ

氏名 かほく市消防本部消防課長 羽田 巽

電話番号

電子メールアドレス

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、下記のとおり意見を提出します。

記

消防救急無線は災害対応の非常通信であり「国民の生命、身体、財産の保護」に係る緊急かつ重要な無線通信であることから、電波利用料の適用除外とすべきである。

意見書

平成16年8月18日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 へ

(郵便番号) 〒647-0081  
(ふりがな) わかやまけんしんぐうししんぐう  
(住所) 和歌山県新宮市新宮5036-3  
(ふりがな) しんぐうししょうほうほんぶ  
(名称) 新宮市消防本部  
(ふりがな) かまつかすみお  
(代表者名) 鎌塚 澄夫  
(電話番号) [REDACTED]  
(メールアドレス) [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意見

第6章、第2節 国、地方公共団体の取り扱いについて

消防無線の電波利用減免措置は、特に消防無線等は国民の生命、身体、財産の保護に係る高い公共性があることを重視して、地方公共団体等に財政的な負担を課すことにより、住民にとって不可欠な行政サービスの水準が結果として低下することを避ける観点から設けられたものである。この立法趣旨は現在でもなんら変わるものはないどころか、昨今の地方財政の逼迫状況を鑑みれば、減免措置を廃止することにより、消防サービスの水準低下がより一層懸念される。

消防機関は、災害防除活動時に消防無線を必要最低限使用していることから、利用料の徴収が電波有効利用のインセンティブに必ずしも繋がるとは思えず、消防機関が電波を利用することにより便益を受けるのは事業者自らである。

電波を公物ととらえ経済的価値を勘案した使用料を徴収する考えについて、災害防除活動を行う消防機関には、電波を使用することによる経済的価値は生じないといえる。さらに、消防機関は、電波有効利用のために、多額の経費を要する無線のデジタル化に取り組んでいる中、新たな財政負担を強いることにより、デジタル化移行への遅れが懸念される。

このようなことから、地方公共団体等への取り扱いについては、現行どおり特例措置を継続していただきたく、意見を提出いたします。

消防本部の開設する無線局は、国民の生命、身体及び財産を保護する手段であり、民間のサービス提供とは性格を異にするものである。よってこれらを同様に取扱うことは不相当であり、減免措置をすべきである。

和歌山県 本宮町消防本部



意見書

平成16年8月19日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 御中

郵便番号 924-0804

(ふりがな)いしかわけんまっとうしとくまるまち

住所 石川県松任市徳丸町37番地

(ふりがな)まっとういしかわこういきじむくみあい しょうぼうちよう よねやままさあき

氏名 松任石川広域事務組合 消防長 米山 正昭

電話番号 [REDACTED]

電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会最終報告書(案)」に関し、下記のとおり意見を提出します。

記

第6章 第2節 国、地方公共団体の取扱いについて

消防無線の電波利用料減免措置は、国民の生命、身体、財産の保護に係る高い公共性があることを尊重して、地方公共団体に財政的な負担を課すことにより、住民にとって不可欠な行政サービスの水準が結果として低下することを避ける観点から設けられたものであると理解しております。この立法趣旨は現在も何ら変わるものはないどころか、昨今の地方財政の逼迫状況を鑑みれば、減免措置を廃止することにより、消防サービスの水準低下がより一層懸念されるものであります。

電波を公物とらえ経済的価値を勘案した使用料を徴収する考えについては異を唱えるものではありませんが、消防機関が電波を利用することにより便益を受けるのは国民であり、消防機関自体には経済的価値が生じるものではなく、事業者が電波を利用することにより自らが便益を受けていることとは同一視できないものと考えます。

さらに、消防機関は電波有効利用のために、多額の経費を要する無線のデジタル化に取り組んでいるなか、新たな財政負担を強いることにより、デジタル化移行への遅れが懸念されます。

このようなことから地方公共団体の取扱いについては、現行どおり特例措置を継続していただきたく、意見を提出します。

様式 1

意見書

平成 16 年 8 月 19 日

総務省総合通信基盤局

電波部電波政策課 あて

郵便番号 279-0004

(ふりがな) ちばけんうらやすしねこぎね

住所 千葉県浦安市猫実 1-19-22

(ふりがな) うらやすししょうぼうちょう うだかわひであき

氏名 浦安市消防長 宇田川 秀明

電話番号

電子メールアドレス

注 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載することとする。

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

## 意見

### 第6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

消防無線の電波利用料減免措置は、特に消防無線等は国民の生命、身体、財産の保護に係る高い公共性があることを重視して、地方公共団体等に財政的な負担を課すことにより、住民にとって不可欠な行政サービスの水準が結果として低下することを避ける観点から設けられたものである。この立法趣旨は現在でも何ら変わるものはないどころか、昨今の地方財源の逼迫状況を鑑みれば、減免措置を廃することにより、消防サービスの水準低下がより一層懸念される。

消防機関は、災害防除活動時に消防無線を必要最低限使用していることから、利用料の徴収が電波有効利用のインセンティブに必ずしも繋がるとは思えず、消防機関が電波を利用することにより便益を受けるのは国民であり、事業者が電波を利用することにより便益を受けるのは事業者自らである。

電波を公物ととらえ経済的価値を勘案した使用料を徴収する考えについて、災害防除活動を行う消防機関には、電波を利用することによる経済的価値は生じないといえる。

さらに、消防機関は、電波有効利用のために、多額の経費を要する無線のデジタル化に取り組んでいる中、新たな財政負担を強いることにより、デジタル化移行への遅れが懸念される。

このようなことから、地方公共団体等の取扱いについては、現行どおり特例措置を継続していただきたく、意見を提出します。

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し別添のとおり意見を提出します。

標記の件について下記のとおり、意見を提出します。

当町では、財政運営が大変厳しい状況にあり、その中で電波利用の減免措置が廃止されることは、到底容認できないものであります。

この良い宇名地域の事情を十分賢察いただき、現行どおり電波利用料徴収を対象除外とされるようお願いします。

佐賀県佐賀郡富士町長山口雅久

意見書

平成16年8月

19日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 御中

郵便番号 926-0852

(ふりがな) いしかわけんななおしこじままちだいかいち

住 所 石川県七尾市小島町大開地1番27

(ふりがな) ななおかしまこういきけんじむくみあいしょうぼうほんぶ

所 属 七尾鹿島広域圏事務組合消防本部

(ふりがな) どうせいしれいつちょう くぼ まさひろ

担当者 統制指令室長 久保 雅博

電話番号

電子メールアドレス

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、  
下記のとおり意見を提出します。

記

消防無線に対する電波利用料減免措置は、消防が持つ高い公共性を考え  
地方公共団体等の財政的な負担を抑え必要な消防サービスを維持するた  
めに設けられたものであり、電波の有効利用を図るため地方公共団体に多額  
の財政負担を強いて消防無線デジタル化が進められていることもあわせて、  
市民にとって不可欠な消防サービスの水準低下がおおいに懸念されます。

このようなことから、現行どおり特例措置を継続していただきたく、意  
見を提出します。

意見書

平成16年8月19日

総務省総合通信局  
電波部電波政策課 様

郵便番号 571-0045  
(ふりがな) おおさふ かどまし とのしまちょう  
住 所 大阪府門真市殿島町7番1号  
(ふりがな) もりぐちしかどまししょうぼうくみあい しょうぼうちょう きたがわよしみつ

氏 名 守口市門真市消防組合 消 防 長 北川 章光  
電話番号 [REDACTED]  
電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、次のとおり意見を提出します。



消防・救急無線は、一般業務として消防車両等の署外活動時の通信手段として活用しているが、本来は災害活動時の非常通信であり、「国民の生命、身体、財産の保護」に係る緊急かつ重要な通信手段で、消防活動に必要不可欠なものであって、電波の有効利用という内容からすると、電波利用料の適用除外とすべきである。

また、当消防本部では、通常使用する無線機以外に広域災害用として無線機を保有しているが、無線機に関する維持費を最小限に抑えることで保有を可能としていることから、電波利用料の負担が発生すれば、保有台数の維持が困難となり、広域災害の活動計画に支障が出るものと懸念され、追加的財政負担は消防活動計画全般に影響を及ぼしかねないことから、電波利用料の適用除外とすべきである。

意見書

平成16年8月19日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 様

(郵便番号) 〒787-0304  
(ふりがな) こうちけんとさしみずしもとまち  
(住所) 高知県土佐清水市元町7-16  
(ふりがな) とさしみずししょうぼうほんぶ  
(名称) 土佐清水市消防本部  
(ふりがな) にしみやまさお  
(代表者名) 西宮正夫  
(電話番号)   
(メールアドレス) 

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、別紙  
のとおり意見を提出します。

## 意見

### 第6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

消防無線の電波利用料減免措置について、特に消防無線等は国民の生命、身体、財産の保護に係る高い公共性があることを重視して、地方公共団体等に財政的な負担を課することにより、住民にとって不可欠な行政サービスの水準が結果として低下することを避ける観点から設けられたものと考えられる。

消防機関は、災害防除活動時に消防無線を使用していることから、利用料の徴収が電波有効利用の目的に必ずしも繋がるとは思えず、消防機関が電波を利用することにより便益を受けるのは国民である。

さらに、消防機関は、電波有効利用のために、多額の経費を要する無線のデジタル化に取り組んでいる中、財政基盤の脆弱な市町村に新たな財政負担を強いることにより、デジタル化移行への遅れが懸念される。

このようなことから、地方公共団体等の取り扱いについては、現行どおり特例措置を維持していただきたく、意見を提出します